

国際交流・協力ボランティアバンク



こくさいこうりゅう きょうりょく
「国際交流・協力ボランティアバンク」とは？

ちいき こくせき ぶんか ちが こ こうりゅう はか かた
地域で国籍や文化の違いを超えて交流を図りたいという方をボランティアとして登録し、
こくさいこうりゅう たぶん かきょうせい どう てつだ げんご かん しえん ひつよう こじん だんたい
国際交流・多文化共生イベント等での手伝いや言語に関する支援を必要とする個人や団体に
しょうかい せいで
紹介する制度です。

Q どんな活動がありますか？

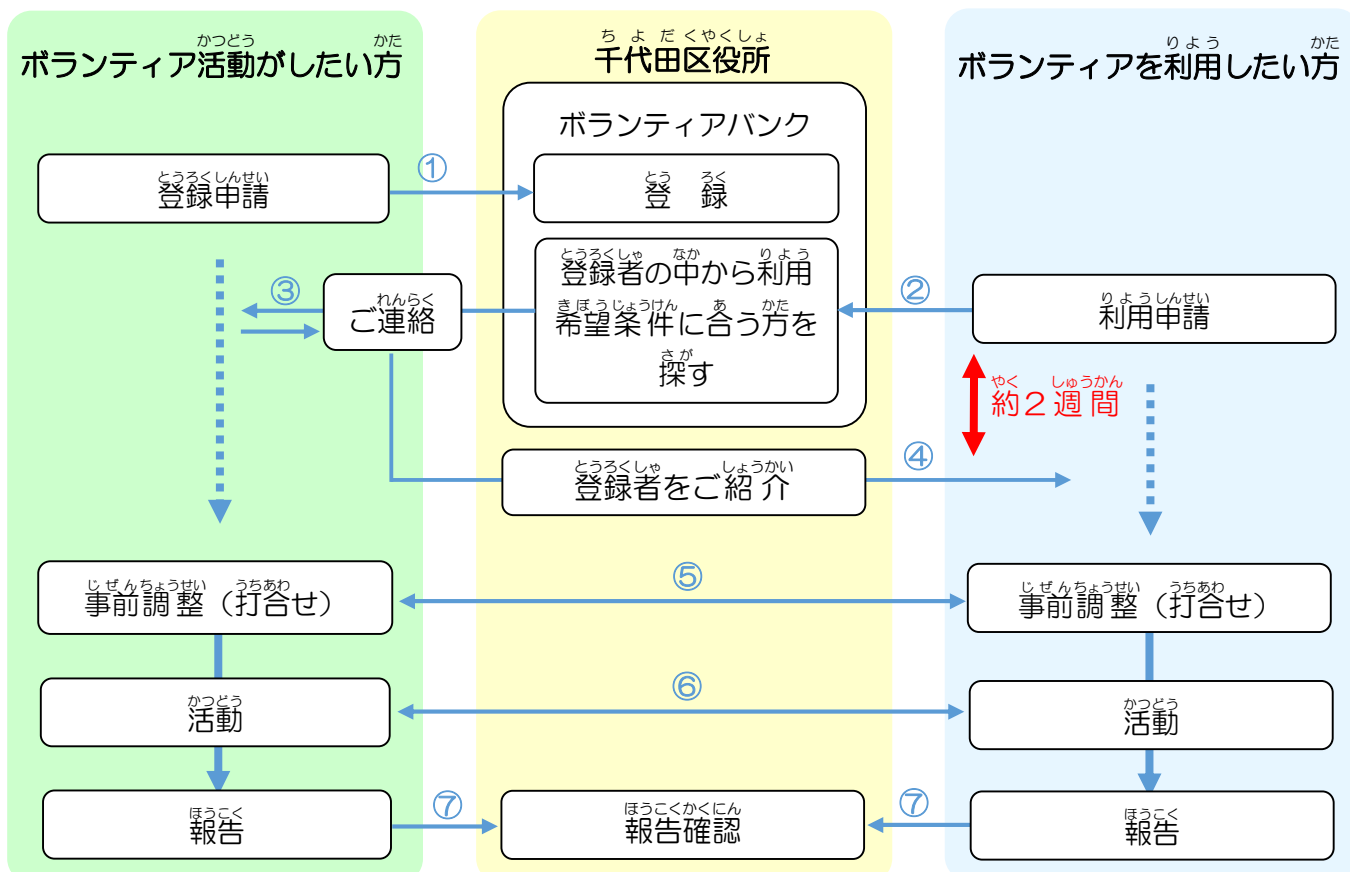
つうやく ほんやく にほんごがくしゅう しえん てつだ かつどうないよう
通訳、翻訳、日本語学習の支援、ガイド、イベントのお手伝いなど、活動内容はさまざまです。
がいこくご とくい
外国語が得意でなくてもできるボランティアもあります。

(これまでの活動例) かんどうれい がいこく こ にほんごがくしゅう ほしよ りゅうがくせい ほしよ
(これまでの活動例) 外国ルーツの子ども日本語学習の補助、留学生クラスでの補助、
ほごしや がっこう さんしやめんだんつうやくほしよ
保護者と学校との三者面談通訳補助 など



ご利用方法

かつどう なが せつめい
活動までの流れをご説明します。



ボランティア活動がしたい方

○ボランティア登録申請をします。

○オンラインフォームから登録いただくか、登録申請書を千代田区役所 6階 国際平和・男女平等
人権課の窓口にご持参ください。10分ほどの簡単な面接があります。



オンライン登録



登録申請書



ボランティアを利用したい方

○ボランティア利用申請をします。

○①オンラインで申請、②千代田区役所 6階 国際平和・男女平等 人権課の窓口来訪、あるいは③
郵便・ファクス・メールで利用申請書を提出いただき、どのようなお手伝いを必要とされている
か、お教えてください。



オンライン利用申請



利用申請書

注意事項

- ・ボランティア活動は、千代田区内で行ってください。
- ・営利目的の活動や、特定の政治や宗教に関わる活動には利用できません。
- ・申請内容によってはご登録・ご利用いただけない場合があります。
- ・ボランティアバンクへの登録や利用にお金はかかりません。活動は無料で行ってください。
- ・交通費・入場料が発生する場合、ボランティアを利用する方がお支払いください。

もっとボランティア活動がしたい方

利用希望者が少なかったり、利用希望条件に当てはまらなかったりすると、なかなかご紹介できない場合があります。そのような時は、以下のボランティアセンターも併せてご利用ください。

ちよだボランティアセンター（千代田区社会福祉協議会）

その他のボランティアの紹介や、ボランティアについての講座などを受けられます。

「ボランティア保険」や「行事保険」への加入手続きも、こちらから可能です。

住所：〒102-0074 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

電話番号：03-6265-6522

受付時間：平日および土曜日 8:30～17:15

※訪問される場合は事前にご連絡ください。

よくあるご質問（Q&A）

■ボランティアバンクの登録・利用について

【Q1】ボランティアバンクは、誰でも登録/利用できますか？

【A1】はい。どなたでも登録/利用できます。ただし、営利目的や特定の宗教の普及、特定の政党を支持するための活動はできません。

【Q2】ボランティアバンクへの登録/利用に費用はかかりますか？

【A2】費用はかかりません。ボランティア活動は無料で行ってください。ただし、活動にかかる費用（交通費・入場料など）は、利用者が負担してください。

【Q3】ボランティアバンクの登録期限はありますか？

【A3】はい。あります。登録期間は、登録した年度を含め3年度間です。

【Q4】登録期間を更新することはできますか？

【A4】はい。できます。登録期限の1か月前頃に、登録者あてに登録継続のご案内をしますので、ご確認をお願いします。

■ボランティア活動について

【Q5】ボランティアバンクに登録した内容の変更はできますか？

【A5】はい、できます。メールあるいは電話にて修正事項をお知らせください。窓口にご来所いただいてもお手続きできます。

【Q6】ボランティア活動をしていて、トラブルが起きた場合にはどうすればいいのですか？

【Q6】当事者間で解決していただくのが原則ですが、お困りの場合は区へご相談ください。また、ボランティア活動中や、ボランティア団体等が主催する行事参加中での、様々な事故によるケガや損害賠償責任を補償する保険があります。保険の対象となる活動や加入方法については、東京都社会福祉協議会のパンフレットをご覧ください。

【Q7】活動場所は、千代田区内でないといけませんか？

【A7】原則千代田区内で活動してください。例外的に区外での活動を希望される場合は、申請の前にご相談ください。

【Q8】活動終了後、報告は必要ですか？

【A8】活動した日から10日以内に内容について報告をしてください。

※提出方法：オンラインまたは窓口に持参・郵送・メール・FAX のいずれか



オンライン報告書



報告書書式

お問い合わせ・申請先

千代田区役所 国際平和・男女平等 인권課 国際平和 係

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 6階

電話番号：03-5211-4165（直通） / FAX：03-3264-1466

窓口受付時間：平日8時30分～17時00分まで

メールアドレス：kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp

（件名に「ボランティアバンク」と入れてください。）